平成２７年（フ）第１１０６６号
東京都新宿区西落合１丁目33―12―205
債務者　藤田　　猛
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１０６７号
東京都東大和市中央２丁目845―１―210
債務者　今村　智子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１０７１号
東京都足立区大谷田５丁目８―６―303
債務者　中田　勝博
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１０７５号
東京都西東京市保谷町６丁目15―２―106
債務者　櫛田　　久
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１１０号
東京都江東区亀戸２丁目６―４―612
債務者　西村千賀子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１３８号
東京都世田谷区世田谷４丁目７―６―301
債務者　山田　佳子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１３９号
東京都世田谷区世田谷４丁目７―６―301
債務者　山田　吾郎
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１４３号
東京都練馬区関町北４丁目２―12―202
債務者　加藤　　宏
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１４７号
東京都足立区宮城１丁目１―23―915
債務者　菊池　正明
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１５２号
東京都新宿区早稲田鶴巻町543―８　ブランノワール早稲田301、住民票上の住所東京都新宿区早稲田鶴巻町543　ブランノワール早稲田301
債務者　大内　香月
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１６０号
東京都練馬区谷原６丁目18―15―103
債務者　江口由美子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２７年（フ）第２６１号
高知市秦南町１丁目５番31―６号　森田ハイツ102、申立時の住所高知市中秦泉寺96番地　秦泉寺ハイツ206
破産者　氏川えり子
1　主文　当裁判所が平成27年12月10日午前10時になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「高知市中秦泉寺96番地　秦泉寺ハイツ206」とあるを「高知市秦南町１丁目５番31―６号　森田ハイツ102、申立時の住所高知市中秦泉寺96番地　秦泉寺ハイツ206」と更正する。
2　決定年月日　平成27年12月21日
高知地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２７年（フ）第２７号
千葉県松戸市小金原５丁目38番地21
破産者　株式会社豊陽電機
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１０２号
千葉県柏市南逆井３丁目13番27号
破産者　田口　正治
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１６２８号
札幌市南区川沿12条３丁目９番16号
破産者　神　　弘
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５０２号
愛知県瀬戸市南菱野町30番地
破産者　有限会社ワークショップジャム
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部